

令和5年5月23日

社債権者各位

ユニゾホールディングス株式会社
申立代理人 弁護士 岡野真也
同 弁護士 諸橋隆章
同 弁護士 小野健晴
同 弁護士 高木裕介
同 弁護士 永井脩也

社債権者様説明会開催のご案内

冠省

早速ながら、当職らは、ユニゾホールディングス株式会社（以下「会社」）の代理人として、各社債要項第15項及び弊社定款に定める電子公告の方法により、社債権者の皆様に対して、次のとおりご案内申し上げます。

既にご報告のとおり、会社は東京地方裁判所第20部に対して再生手続開始申立を行い、令和5年5月9日付にて同申立についての開始決定を受けております（令和5年（再）第8号）。

つきましては、社債権者の皆様を対象として、本再生手続開始申立に至った事情、スポンサー選定手続の状況、及びグループ法人を含めた会社の状況並びに今後の再生手続の概要等に関するご説明の機会を頂きたく、別紙1のとおり、令和5年6月5日（月）午後2時より説明会を開催させていただきますので、ご多忙の折大変恐縮ではございますが、ご足労賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

説明会には多数の社債権者様のご参加が想定されますところ、当日の受付事務を円滑に対応させて頂くため、事前に別紙2の①ご出席票に必要事項ご記入の上、②会社発行の社債を保有されている旨が示された資料（証券会社等の口座管理機関発行に係る残高証明書等の写し）をご準備頂き、事前に本書末尾の連絡先まで①及び②をFAX送信、又はメール添付にてご提出賜れば幸甚です。

また、社債権者様の代理人出席を頂く場合には、代理関係を明らかとする委任状等（写し可）をご提出賜りたく存じます。

なお、上記社債保有に係る資料や委任状等を説明会当日に受付にてご提示頂くことも差支えありませんが、確認作業にお時間を要する場合がございますので、その際はお時間に余裕をもってお越し頂ければと存じます。事前のご連絡、又は当日の受付での確認において、社債保有に係る資料をご提示頂けない場合には、説明会へのご参加をお断りさせて頂くものと致しますので、ご留意下さい。

匆々

【連絡先】

〒104-0032

東京都中央区八丁堀一丁目5番2号

はごろもビル2階

ライジング法律事務所（担当：弁護士 高木裕介）

電話) 03-6228-6822 FAX) 03-6228-6823

E-mail) lawfirm@rising-law.com

ユニゾホールディングス株式会社 社債権者説明会案内

日時：令和 5 年 6 月 5 日（月）14 時（受付開始：13 時 00 分～）

施設名称：ビジョンセンター東京八重洲（会場名：9 階 Vision Hall）

住 所：〒103-0027

東京都中央区日本橋 2-3-4 日本橋プラザビル 9F

ホームページ： <https://www.visioncenter.jp/tokyo/nihonbashi-yaesu/access/>

【アクセス】

<JR 各線をご利用の場合>

「東京駅 八重洲北口」 徒歩 4 分（八重洲地下街 16 番出口 徒歩 2 分）

<東京メトロ 銀座線・東西線、都営地下鉄をご利用の場合>

「日本橋駅（B3 出口）」 徒歩 1 分



ライジング法律事務所

弁護士 高木 宛

(FAX : 03-6228-6823)

(E-mail : lawfirm@rising-law.com)

ご 出 席 票

社債権者ご芳名 : _____

ご出席人数 : _____ 名様

ご連絡先 : _____
